

改正の概要

(1) 高知県漁業災害対策資金利子補給補助金交付要綱

○対象となる被害の追加（第2条、第3条、第4条、別表1）

暴風雨等の災害に加え、新型コロナウイルス感染症等による社会的・経済的環境の変化により被害を受けた漁業者についても本資金の対象とする。

○県税の滞納がないことの追加（第3条、第8条）

第3条において、融資対象者（被害漁業者）及び融資機関の要件に県税の滞納がないことを追加するとともに、第8条に被害漁業者及び融資機関の納税証明書添付を追加

○補助金の額の変更（第6条）

現要綱では、「貸付利率が0.5%を下回るときは、貸付利率を「0.5%」とする」としているが、改正後の要綱では「貸付利率が0%を下回るときは、貸付利率を「0%」とする」とし、補助率の引き上げを行う。

○高知県漁業信用基金協会の合併に伴う表記の変更（別表2）

高知県漁業信用基金協会の合併に伴い、全国漁業信用基金協会高知支所と変更する。

○元号の削除

別記第1、2、3、5、6、7及び9号様式において、「平成」の記述を削除